

29 神広監第10号
平成29年7月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 加山俊夫様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山明子

監査委員職務執行者 関 勝 則

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第233条第2項の規定により審査に付された、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類を審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

平成28年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合
一般会計・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算審査意見書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の対象

- (1) 一般会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (2) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書
- (3) 財産に関する調書

第2 審査の期間

平成29年6月1日から平成29年7月25日まで

第3 審査の方法

平成28年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計決算の審査に当たっては、監査実施計画書に基づき、決算計数が正確であるか、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかといった点を検証するため、関係帳票類との照合等を行うとともに、必要に応じて関係職員に資料提出や説明を求め、さらに例月現金出納検査の提出資料も参考にして審査した。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、いずれも正確であると認められた。

歳入歳出予算の執行は、全体としては適正かつ効率的に施行されていると認められた。

第5 審査の概要

1 歳入歳出決算書及び同事項別明細書の審査

(1) 総括

ア 決算状況

平成28年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分	予算現額	歳入	歳出	歳入歳出差引額	
総額	844,166,847,000	834,510,798,401	808,413,207,797	26,097,590,604	
内訳	一般会計	2,780,754,000	3,103,963,441	2,680,669,353	423,294,088
	後期高齢者医療特別会計	841,386,093,000	831,406,834,960	805,732,538,444	25,674,296,516

本年度は、予算現額 844,166,847,000 円に対し

歳入 834,510,798,401 円 (予算現額に対する割合 98.86%)

歳出 808,413,207,797 円 (予算現額に対する割合 95.77%)

差引額は 26,097,590,604 円 である。

イ 前年度との比較

決算収支の前年度との比較は、次表のとおりである。

決算収支年度別比較表

(単位：円)

区分	平成28年度	平成27年度	増減額	前年度比率	
歳入	834,510,798,401	806,319,322,528	28,191,475,873	103.50%	
歳出	808,413,207,797	794,233,465,264	14,179,742,533	101.79%	
歳入歳出差引額 A	26,097,590,604	12,085,857,264	14,011,733,340	215.93%	
内訳	一般会計	423,294,088	67,042,913	356,251,175	631.38%
	後期高齢者医療特別会計	25,674,296,516	12,018,814,351	13,655,482,165	213.62%
翌年度に繰り越すべき財源 B	0	0	0	-	
内訳	一般会計	0	0	0	-
	後期高齢者医療特別会計	0	0	0	-
実質収支 C (=A-B)	26,097,590,604	12,085,857,264	14,011,733,340	215.93%	
単年度収支 C- (前年度C)	14,011,733,340	△ 12,549,537,597	26,561,270,937	-	

(注) 増減率については、小数点以下第3位を四捨五入している。

決算額を前年度と比較すると、歳入額は 28,191,475,873 円 (3.50%) の増、歳出額は 14,179,742,533 円 (1.79%) の増であった。

一般会計と後期高齢者医療特別会計を合わせた歳入歳出差引額は 26,097,590,604 円で、翌年度に繰り越すべき財源がないため、実質収支も同額となっている。

なお、この中には前年度の繰越額 12,085,857,264 円が含まれており、これを差し引いた単年度収支は、14,011,733,340 円となっている。

(2) 一般会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額との比較 C-A	収入未済額	不納欠損額	収入率 C/A
分担金及び負担金	2,067,281,000	2,067,281,000	2,067,281,000	0	0	0	100.00%
国庫支出金	244,223,000	345,639,252	345,639,252	101,416,252	0	0	141.53%
財産収入	168,000	15,836	15,836	△ 152,164	0	0	9.43%
繰入金	401,938,000	343,841,000	343,841,000	△ 58,097,000	0	0	85.55%
繰越金	67,043,000	67,042,913	67,042,913	△ 87	0	0	100.00%
諸収入	101,000	280,143,440	280,143,440	280,042,440	0	0	277369.74%
計	2,780,754,000	3,103,963,441	3,103,963,441	323,209,441	0	0	111.62%

(注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、3,103,963,441 円であり、前年度の 2,223,084,298 円に比べ、880,879,143 円 (39.62%) の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、繰入金が 339,165,253 円、諸収入が 279,872,556 円、増加したためである。

予算現額 (2,780,754,000 円) に対する収入率は 111.62% である。

また、収入未済額及び不納欠損額は 0 円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A
議 会 費	1,405,000	527,184	0	877,816	37.52%
総 務 費	2,769,349,000	2,680,142,169	0	89,206,831	96.78%
予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	0.00%
計	2,780,754,000	2,680,669,353	0	100,084,647	96.40%

支出済額は、2,680,669,353円であり、前年度の2,156,041,385円に比べ、524,627,968円(24.33%)の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、総務費が525,072,277円、増加したためである。

予算現額(2,780,754,000円)に対する執行率は96.40%であり、翌年度に繰り越すべき額は0円であったため、100,084,647円が不用額となった。

総務費の主な内訳は、電算システム関係費807,540,407円、資格管理事業費430,074,627円、医療費適正化事業費426,964,091円、広域連合事業費負担金334,812,059円、給付関係事業費291,272,939円、高齢者医療管理費216,076,939円であり、これらで総務費の93.53%を占めている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

ア 歳入

歳入予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	予算現額と収入済額 との比較 C-A	収入未済額	不納 欠損 額	収入率 C/A
市町村 支出金	166,206,709,000	164,900,044,802	164,900,044,802	△ 1,306,664,198	0	0	99.21%
国庫 支出金	231,310,363,000	237,890,533,225	237,890,533,225	6,580,170,225	0	0	102.84%
県支出金	66,312,222,000	64,936,732,000	64,936,732,000	△ 1,375,490,000	0	0	97.93%
支払基金 交付金	357,352,804,000	343,359,475,000	343,359,475,000	△ 13,993,329,000	0	0	96.08%
特別高額医療費 共同事業交付金	214,592,000	273,805,011	273,805,011	59,213,011	0	0	127.59%
財産収入	1,110,000	223,008	223,008	△ 886,992	0	0	20.09%
繰入金	7,166,218,000	7,166,217,000	7,166,217,000	△ 1,000	0	0	100.00%
繰越金	12,018,815,000	12,018,814,351	12,018,814,351	△ 649	0	0	100.00%
県財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	△ 1,000	0	0	0.00%
諸収入	803,259,000	1,123,515,824	860,990,563	57,731,563	216,411,865	46,113,396	107.19%
計	841,386,093,000	831,669,360,221	831,406,834,960	△ 9,979,258,040	216,411,865	46,113,396	98.81%

(注) 収入率及び収入済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

収入済額は、831,406,834,960 円で、前年度の 804,096,238,230 円に比べ 27,310,596,730 円 (3.40%) の増であった。収入済額が増加した主な理由としては、支払基金交付金が 8,958,291,000 円、国庫支出金が 8,359,788,530 円、県支出金が 5,868,205,000 円、繰入金が 3,772,219,165 円増加したためである。

予算現額 (841,386,093,000 円) に対する収入率は 98.81% である。

また、収入未済額は 216,411,865 円で、雑入 (第三者納付金及び返納金) において発生している。

不納欠損額は 46,113,396 円である。

イ 歳出

歳出予算の款別執行状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A - (B+C)	執行率 B/A
保 険 給 付 費	823,242,795,000	787,997,362,847	0	35,245,432,153	95.72%
特別高額医療費 共同事業拠出金	321,889,000	260,947,909	0	60,941,091	81.07%
保 健 事 業 費	2,676,977,000	2,438,321,132	0	238,655,868	91.08%
基 金 積 立 金	636,904,000	636,903,008	0	992	100.00%
公 債 費	14,000,000	0	0	14,000,000	0.00%
諸 支 出 金	14,493,528,000	14,399,003,548	0	94,524,452	99.35%
計	841,386,093,000	805,732,538,444	0	35,653,554,556	95.76%

(注) 執行率及び支出済額に係る構成比については、小数点以下第3位を四捨五入している。また、端数調整していないため、合計等と一致しない場合がある。

支出済額は、805,732,538,444 円で、前年度の 792,077,423,879 円に比べ 13,655,114,565 円 (1.72%) の増であった。支出済額が増加した主な理由としては、保険給付費が 23,194,902,655 円増加したためである。

予算現額 (841,386,093,000 円) に対する執行率は、95.76%であり、翌年度に繰り越すべき額は 0 円であったため、35,653,554,556 円が不用額となった。

保険給付費の内訳は、療養給付費等 (療養給付費、療養費等、高額療養費、高額介護合算療養費) 783,681,975,878 円、審査支払手数料 1,844,786,969 円、葬祭費 2,470,600,000 円である。

2 実質収支に関する調書の審査

(1) 様式及び計数の審査

審査に付された実質収支に関する調書は、適法に作成されており、記載された金額は正確であると認められた。

ア 一般会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A-B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
423,294	0	0	0	423,294

イ 後期高齢者医療特別会計

実 質 収 支 額

(単位：千円)

歳入歳出差引額 (形式収支) A	翌年度に繰り越すべき財源 B			実質収支額 A-B
	継 続 費 通次繰越額	繰越明許費 繰 越 額	事故繰越し 繰 越 額	
25,674,297	0	0	0	25,674,297

(注) 「歳入歳出差引額 (形式収支)」の額は、千円未満の端数を四捨五入した歳入総額と歳出総額の差を記載している。

(2) 繰越しの適否及び繰越財源の確認

予算の繰越しはない。

3 財産に関する調書の審査

広域連合事務局において、平成28年度中に公有財産、重要な物品及び債権の取得はなかったため、該当する財産はない。

基金のうち、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金は、後期高齢者医療特定期間内の財政の均衡を図るために設置されたものである。平成28年度末の現在高は5,638,252,298円となっている。

後期高齢者医療制度臨時特例基金は、被扶養者であった被保険者及び所得の低い被保険者の保険料減額、後期高齢者医療制度に関する説明会の開催及び周知広報並びにきめ細やかな相談を実施するための体制整備を行い、制度の円滑な運営を図ることを目的とするものである。「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制する」という方針が示された。そこで、当該基金は平成28年12月31日限りで失効し単年度補助金事業へ転換されたため、平成28年度末の現在高は0円と

なっている。

財政調整基金は被保険者証の一斉更新業務を行うための臨時的経費が2年毎に必ず発生するところ、この経費については市町村負担金に上乗せすることから、隔年で負担金が大幅に増減してしまうため、各年度の共通経費の平準化と安定した財政運営を目的として平成24年度に設置されたものである。平成28年度末の現在高は、256,489,815円となっている。

後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金

区 分	平成27年度末 現在高 A (H28.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成28年度末 現在高 A+B (H29.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	12,167,566,290	△ 6,529,313,992		5,638,252,298
		636,903,008	△ 7,166,217,000	

後期高齢者医療制度臨時特例基金

区 分	平成27年度末 現在高 A (H28.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成28年度末 現在高 A+B (H29.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	4,321,000	△ 4,321,000		0
		0	△ 4,321,000	

財政調整基金

区 分	平成27年度末 現在高 A (H28.3.31現在)	決算年度中増減額 B		平成28年度末 現在高 A+B (H29.3.31現在)
		積立額	取崩額	
現 金	537,496,446	△ 281,006,631		256,489,815
		62,834,369	△ 343,841,000	

意見

平成 28 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計における決算審査の状況については以上のとおりである。

平成 28 年度決算に係る審査を行った結果、広域連合事務局は所管の事務事業について法令等を遵守し、全体としては適正かつ効率的に処理されていると認められた。

会計別に見ると、一般会計においては、予算総額が 2,780,754,000 円、歳入歳出差引残額が 423,294,088 円となった。これは、歳入については、雑入が予算額を上回り、歳出については、一般競争入札の積極的な活用等、事務的経費の効率的な執行に努めた結果、総務費の高齢者医療関係費等の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

後期高齢者医療特別会計においては、予算総額が 841,386,093,000 円、歳入歳出差引残額が 25,674,296,516 円となった。これは、歳入については、支払基金交付金の後期高齢者交付金が予算額を下回り全体としても予算額を下回ったものの、歳出については、保険給付費の支出が予算額を下回ったことなどにより生じたものである。

なお、特別会計歳入において、第三者納付金や返納金に 216,411,865 円の収入未済額が発生している。医療費の適正化を図り、また、被保険者間の負担の公平性を確保するためにも、引き続き返納金の徴収に努めることはもとより、さらに効果的な対応策を講じ、速やかな回収を図られたい。

また、今年度は、資格喪失返納金に 46,113,396 円の不納欠損額が発生している。これは、求償開始に先んじて調定をおこしたため、求償事務開始前に一部債権の消滅時効が完成してしまったことによるものである。今後は、資格喪失返還金が発生した際には調定後速やかに求償を行い、同様の事例が発生することの無いよう再発防止に努められたい。

我が国の人口構成は他国に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、2025（平成 37）年には、いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上となる一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれる。平成 28 年 12 月の社会保障制度改革推進本部で決定された今後の社会保障改革の実施については、保険料軽減特例の段階的縮小を着実に進めていくこととし、今後も、受益と負担の均衡がとれた持続可

能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していくとしているところであるが、高齢化のより一層の進行、高度先端医療の普及などにより、今後も厳しい財政運営が続くことが予想される。

そのような状況の中で神奈川県後期高齢者医療広域連合としては、被保険者の方々が安心して医療サービスを受け続けることができるよう、国、県及び市町村との連携、協力を今まで以上に図りながら、現制度の安定した運営を実施するため、今後とも積極的な歳入の確保に努めるとともに、事業の執行に当たっては限りある財源を有効に活用し、歳入歳出両面についての改善を図り、規律ある財政運営を図られたい。